

令和6年第6回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和6年6月25日（火）午後3時～午後4時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和6年第6回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
(農業委員18名、農地利用最適化推進委員9名、
事務局3名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和6年第6回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	中田 久志	○
2	井口 栄市	○
3	東 穰	○
4	東中 守	○
5	新田 涼子	○
6	山口 範子	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	福井 伸一	×
9	田辺 善郎	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	山川 叔枝	○

	委員氏名	出欠
15	奥村 明義	○
16	北本 久一	○
17	鮎岡 裕	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 18名

欠席 1名

計 19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	山下 一	○
2	高村 雅一	○
3	山岸 良一	○
14	堀越 一彦	○

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	中村 義昭	○
8	菊知 亮	○

	委員氏名	出欠
9	吉本 尚紀	○

出席 9名

欠席 名

計 9名

農業委員会事務局

	氏名・役職
1	長田事務局長
2	山口事務局次長

	氏名・役職
3	相澤係長
4	畑山主査

	氏名・役職

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、令和6年第6回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ18名であります。</p> <p>よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は9名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、山岸委員と、堀越委員を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方がよいと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)

会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 川端副会長、議長をお願いします。</p>
川端副会長	<p>円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の議案書をご覧ください。</p> <p>最初に、令和6年第5回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和6年第5回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請3件については、5月27日付けで許可書を交付しております。</p> <p>農地法第5条許可申請2件については、5月27日付けで知事あてに送付し、6月20日付けで許可書が交付されております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、6月11日付けで公告しております。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、5月27日付けで金沢市長あて回答しております。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p>

	<p>議案書は1ページです。</p> <p>今回は潟津地区、弓取地区から各1件、合計2件の申請がありました。</p> <p>番号1及び番号2は、いずれも経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の現況は田または畑であり、譲受人の耕作状況等についても問題ありません。</p> <p>以上、2件で、面積は合計834㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、関連がありますので、一括して上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>まず、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は2ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、三谷地区から1件の申請がありました。</p>

番号1は、自己住宅への転用申請です。

農地の区分は、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから許可相当であると考えます。

なお、現地はすでに住宅用地として使用されているため、所有者より始末書が提出されています。

以上、1件で、面積は合計185㎡です。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。

議案書は3ページです。地図と併せてご覧ください。

今回、小坂地区から1件、八田地区から1件、合計2件の申請がありました。

番号1は、賃借権の設定を伴う送電線鉄塔建替えのための資材置場への転用申請です。

農地の区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあることから第1種農地と判断されますが、3年以内の一時転用であり、賃借期間満了までに農地に復元される見込みであることから許可相当であると考えます。

番号2は、使用貸借による権利の設定を伴う分家住宅への転用申請です。

農地の区分は、上・下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で、500m以内に八田保育所と湖南公民館があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。

以上、2件で、面積は合計2,430㎡です。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

川端副会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、堀越委

	員から調査結果をご報告願います。
堀越委員	6月18日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。
川端副会長	ありがとうございました。 続いて、地区担当委員による現地調査について、事務局から報告願います。
事務局	地区担当委員の北本委員、奥村委員、小林委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。
川端副会長	それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりにより許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
川端副会長	ご異議なしと認め、議案第2号及び議案第3号は、原案のとおりにより許可することが相当であると決定いたします。 次に、議案第4号 非農地証明願について上程いたします。 事務局、これについて説明願います
事務局	議案第4号 非農地証明願について、ご説明いたします。 議案書は4ページです。 今回、湯涌地区から1件の申請がありました。 番号1は、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。 現況については、6月13日、中田委員に申請のとおり山林化していることを確認いただいております。

	<p>以上、1件で、面積は39㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 非農地証明願については、原案のとおり証明することにご異議ございませんか</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は5ページ及び6ページです。</p> <p>所有権移転について、安原地区から1件、粟五地区から1件、小坂地区から各1件、合計3件の申し出があり、面積は合計7,094㎡です。</p> <p>いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正す</p>

	<p>る法律附則第 5 条第 1 項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第 5 号は、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は 7 ページから 14 ページです。</p> <p>本件は、金沢市から、農用地利用集積等促進計画案について、同法第 19 条第 3 項の規定により、本委員会に意見を求められているものです。</p> <p>借受人の変更に関して、川北地区から 6 件の申し出がありました。賃借権による権利の設定後に権利移転するもので、転貸予定先及び残存期間は議案書に記載のとおりです。</p> <p>賃借権を設定する、契約期間が 10 年の新規設定の申し出が 1 件、残存期間が 4 年 7 か月の借受人変更の申し出が 2 件、残存期間が 2 年 8 か月及び 1 年 9 か月の借受人変更の申し出がそれぞれ 1 件、残存期間が 7 か月の借受人変更の申し出が 2 件で、使用貸借による権利を設定する、契約期間が 10 年の新規設定の申し出が 1 件ありました。</p> <p>以上、8 件で、面積は合計 62,805 m²です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、今回の議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項</p>

	<p>の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定についてのうち、番号1、2、8につきましては転貸予定先が、番号6、7につきましては借受人が、下村委員が代表理事組合長である法人となっている案件でございます。</p> <p>このため下村委員は、農業委員会法第31条第1項の規定により、この議事に参与することができませんので、ご退席をお願いします。</p> <p>(下村委員 退席)</p> <p>この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定についてのうち、番号1、2、8の転貸予定先及び番号6、7の借受人に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第6号のうち、番号1、2、8の転貸予定先及び番号6、7の借受人に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>それではここで、下村委員にご着席していただくこととします。</p> <p>(下村委員 着席)</p> <p>次に、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定についてのうち、番号1、2、8の転貸予定先及び番号6、7の借受人以外に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。

	<p>議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第 6 号は、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第 1 号及び第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は 15 ページから 24 ページです。</p> <p>届出件数は、第 4 条が 8 件で、面積は合計 3,504 m²、第 5 条が 24 件で、面積は合計 13,586.91 m²です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は 25 ページ及び 26 ページです。</p> <p>届出件数は 3 件、解約理由は転用目的及び一時転用のため、面積は合計 3,436 m²です。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関し</p>

	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は27ページから29ページです。 届出件数は6件で、面積は合計10,959㎡、取得事由はいずれも相続で、あっせんの希望はありません。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。 慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。 それでは、これにて議長を交替いたします。
会 長	川端副会長、どうもありがとうございました。 引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。 小林副会長、議長をお願いします。
小林副会長	委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。 それでは、議案第7号 令和5年度最適化活動の点検・評価等について、上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第7号 令和5年度最適化活動の点検・評価等について、ご説明いたします。 議案書は、1ページから7ページです。 本件は、農業委員会等に関する法律第37条及び同法律施

行規則第 15 条に基づき、令和 5 年度の農業委員会における農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況について、金沢市農業委員会が、石川県へ報告のうえ公表する必要があることから、お諮りするものです。4 月の総会では、令和 6 年度の目標設定等についてお諮りしましたが、今回の総会では、令和 5 年度における最適化活動の実施状況及び目標に対する達成状況について、お諮りいたします。

2 ページは、令和 5 年 4 月 1 日現在の農業委員会の状況につきまして記載しておりますので、内容については議案書でのご確認をお願いいたします。

3 ページからは、最適化活動の実施状況について記載しております。

まずは、「農業委員会の実績及び点検・評価結果」のうち、「1 最適化活動の成果目標」についてです。

「(1) 農地の集積」は、担い手への農地の利用集積・集約化に関するものです。令和 5 年度の集積面積は、目標の 1,831ha に対し、実績は 1,845ha で、100.5%の達成率となり、農業委員会の点検結果としましては、議案書に記載のとおりといたしました。

続く「(2) 遊休農地の発生防止・解消」は、令和 3 年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地 2.4ha を 5 年間で解消するとともに、令和 4 年度に新規発生した緑区分の遊休農地 1.7ha を令和 5 年度中に解消するというものです。令和 3 年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地に関する令和 5 年度の解消面積は、目標の 0.5ha に対し実績は 0.2ha で、39.5%の達成率となりました。また、令和 4 年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消面積は、目標の 1.7ha に対し実績は 0.4ha でした。以上の結果を踏まえ、農業委員会の点検結果としましては、議案書に記載のとおりといたしました。

4 ページの「(3) 新規参入の促進」は、新規参入者への貸付等について農地所有者から同意を得るといったものです。令

和5年度に同意を得た農地面積は、目標の2.5haに対し、実績は20.2haで、804.3%の達成率となり、農業委員会の点検結果としましては、議案書に記載のとおりといたしました。

次に、5ページの「2 最適化活動の活動目標」についてです。

「(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」について、1人当たりの活動日数を1か月当たり14日としております。

「(2)活動強化月間の設定目標」について、令和5年度の活動強化月間の設定回数は、目標の3回に対し、実績は3回でした。内容は、8～9月に実施した目標地図の素案作成のための農地所有者等への意向把握と、3月に実施した戸別訪問等による農地利用意向調査書の配布・回収となります。

6ページの「(3)新規参入相談会への参加目標」については、令和5年度の新規参入相談会への参加回数は、目標の1回に対し、実績は1回で、開催時期、相談会名等につきましては、議案書に記載のとおりです。

次に、頁中程より下に記載の「目標の達成状況の評語」についてご説明いたします。

これは、農業委員会全体の最適化活動の成果目標及び活動目標の達成状況について、令和4年2月26日付け農林水産省経営局の通知に基づく評語を記載するものです。

令和5年度における農業委員会全体の最適化活動の目標項目ごとに達成状況に応じた点数の合計点が11点であったことから、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」との評語を記載しております。

続きまして、「推進委員等の点検・評価結果」についてご説明いたします。

これは、委員ごとの最適化活動の成果目標及び活動目標の達成状況について、当該通知に基づき、各委員の最適化活動の目標項目ごとに達成状況に応じた点数の合計点に対応する評語別に、人数を集計し記載するものです。

	<p>集計の結果、「目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた」委員が20人、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」委員が7人、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」委員が1人となっております。</p> <p>続いて、7ページにつきましては、農業委員会における事務の実施状況について記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>以上、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第7号 令和5年度最適化活動の点検・評価等については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第8号 令和6年度「農業政策に関する提案」への要望等について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第8号 令和6年度「農業政策に関する提案」への要望等についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、8ページです。</p> <p>本件は、一般社団法人石川県農業会議が政策提案として作成する際の県内農業委員会への意見の聴き取りに対して、本委員会としての要望(案)についてお諮りするものです。</p> <p>参考に、別紙資料として、石川県農業会議から送付があった、令和6年度全国農業委員会会長大会の政策提案である「食料・農業・農村基本政策の具体化に向けた政策提案(案)</p>

	<p>ポイント」を添付しました。</p> <p>はじめに、「農地中間管理機構の嘱託登記事務について」を本委員会からの一つ目の要望（案）とさせていただきます。</p> <p>これは、「令和7年度から農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権を移転する場合は、農地中間管理機構が嘱託登記を行うことになっているものの、いしかわ農業総合支援機構は、諸事情により、嘱託登記事務を行わないと聞いているため、農地中間管理事業の推進に関する法律等の定め通り、適正に事務を執行するよう働きかけること」を要望の内容としています。</p> <p>続きまして、「農業委員会の予算確保について」を二つ目の要望（案）とさせていただきます。</p> <p>これは、「農地利用最適化に係る事業の確実な実施のために、農業委員会交付金、農地利用最適化交付金及び機構集積支援事業費交付金を十分に確保すること」を要望の内容とするものです。</p> <p>今後は、第62回石川県農業委員会大会にて、石川県としての政策提案の決議を経て、地元選出の国会議員及び石川県知事等へ要請する予定です。</p> <p>以上、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第8号 令和6年度「農業政策に関する提案」への要望等について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第8号は、原案のとおり決定いたします。</p>

	<p>以上で、農政部門の予定の案件は終了いたしました。 委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>小林副会長、どうもありがとうございました。 それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。 事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に基づき、内容説明)</p>
会 長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
会 長	<p>それでは最後に、6月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。</p>
各委員	<p>(各委員から報告)</p>
会 長	<p>ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
会 長	<p>ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>井口会長、ありがとうございました。 それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。</p>
二口副会長	<p>(副会長挨拶)</p>
事務局長	<p>二口副会長、どうもありがとうございました。 委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。</p>